「車台番号不鮮明コーナー」規則

第 1 条（参加規則）

1. いすゞモーターオークションの会員は、「車台番号不鮮明コーナー」（以下、単に「本コーナー」といいます）に参加することができます。この場合、参加者は、本コーナーに出品される車輌の性質を熟知の上、取引を行い、且つ本規則を遵守するものとします。
2. 本規則で定めた事項以外については、いすゞモーターオークション会員規約(以下「ＩMA規約」といいます)に準じるものとします。なお、本コーナー以外への出品については、本規則は適用されません。

第 2 条（出品条件）

1. 本コーナーへ出品をすることができる車輌は、自走可能であり抹消登録済みの車輌且つ新車時のエンジン（オリジナルエンジン）を搭載していることであって、事務局が出品を相当と認めた車輌とします。
2. 本コーナーへの出品に際しての出品店の義務は以下の通りとします。
 ① 出品申込書の特記事項欄に「車台番号不鮮明」と記載する事とします。
 ② その他の義務については、ＩMA規約第２６条に準じます。
 ③ 事務局の判断により、追加指示をする場合があります。
3. 盗難品、遺失物、差押え、抵当権設定済みの車輌は出品できません。第三者から権利を主張されるおそれがある車輌も同様とします。
4. 車台番号を故意に欠損させたと事務局が判断した車輌は出品できません。
5. 本コーナーへ他コーナーからの訂正出品はできません。
6. その他、事務局の判断により出品をお断りする場合があります。

第 3 条（必要書類）

1. 本コーナーへ出品するに当たっての必要書類については、ＩMA規約第 62 条に準じます。
2. 本コーナーへ出品に際しては、ＩMA所定の「誓約書」を必要書類とします。但し、別途事務局の判断により書類の追加を指示する場合があります。なお、メーカー発行の「販売証明書」がある場合は、必ず提出することとします。
3. 必要書類は、出品時に全て提出することとし、未提出の場合出品をお断りさせて頂きます。

第 4 条（クレーム）

1. 本コーナーは、原則ノークレームとします。但し、以下の各号に定めるクレームは受付けます。
 ① IMA 規約第 53 条 6 項に定める重大クレーム事項の場合。
 ② エンジン、ミッション、メーンフレーム等主要個所の重大な欠陥を事務局が認めた場合（落札価格の 3 分の 1 の減額を限度とします)。
 ③ IMA 開催日を含む 5 営業日以内にエンジン載せ替えが発覚した場合。
2. 前項第 3 号の場合、落札店は落札車輌に係る契約を解約することができます。但し、事務局の了解なしに車輌に補修等の変更を加えた場合は、この限りではありません。

第 5 条（規則の改訂）

株式会社いすゞユーマックスが本規則の改訂を必要と判断した場合は、随時改訂いたします。本規則の

改訂がなされた場合、その内容は、会場内に掲示するとともに、インターネット等によりその都度会員に告知いたします。

第6条（施行）

令和3年1月1日施行

令和3年6月1日改訂

令和8年10月1日改訂

以上